

子どもの権利と虐待防止について



1、子供の支援で起こりがちなこと

～『しつけ』と思い込むことによる虐待や不適切支援～

『しつけ』とは何でしょう

社会生活に適応するために望ましい生活習慣を身につけさせること。

(ブリタニカ国際大百科事典より)

人間社会・集団の規範、規律や礼儀作法など慣習に合った立ち振る舞い（規範の内面化）ができるように、訓練すること。概念的には伝統的な子供への誉め方や罰し方も含む。

(Wikipediaより)

2、懲戒権について

教育と労働における懲戒権

<学校教育法>

11条（児童、生徒等の懲戒）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部省科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

<労働契約法>

15条では、福祉現場での懲戒権は？

「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする」

親の子に対する懲戒権

＜民法による規定＞

親の子どもに対する懲戒権は、基本的親子関係について定める民法に規定されています。その規定は、民法の一部改正（平成23年法律第61号、平成24年4月施行）により、次のようになっています。

・第820条（監護及び教育の権利義務）

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

・第822条（懲戒）

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を**懲戒することができる**。

この改正は、社会問題化している子ども虐待を防止することを目的として行われたものです。

<児童虐待の防止等に関する法律>

第14条（親権の行使に関する配慮等）

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の**親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。**

つまり・・・

子どもにとって社会生活を送るうえで望ましいことを教えることは、親の義務・・・しかしながら、親であっても、暴行や傷害など、心身を傷つける行為による「刑事責任を免れることはない」のです。

しつけの中に体罰を容認する文化の根強いわが国においては、虐待者がしつけを盾にして虐待を正当化しようとする事態が後を絶ちません。ここでは、「どこまでの体罰であればしつけとみなされるのか」「どこからが虐待と認定されるのか」という「虐待としつけ」の境界線を求める声が上がりがちです。（さいたま市相談支援指針・素案）



虐待をした親が、理由として挙げる、最も多いのが「しつけ」だということですが、実は、障害児サービス事業所における虐待でも、「しつけ」や「発達支援」を理由に不適切な支援が起きることがあります。



児童福祉法等の改正法

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、親による子供への体罰を禁止し、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされました。

一部を除き令和2年4月から施行されています。親権者に必要な範囲で子供を戒めることを認めた民法の「懲戒権」については施行後2年をめどに検討するとしている。 ※懲戒権の安易な削除には慎重であるべきだという意見もある。

3年前の3月に東京都目黒区で5歳の女児が亡くなった事案、2年前の1月の野田市の4年生の女児の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るための法改正が行われた。

福祉現場に懲戒権はない！

福祉現場に懲戒権はない！

福祉現場の懲戒権に関する法律は一切ありません。つまり、私たち、福祉の従事者はどんなに正当と思われる理由があろうとも、**人を懲らしめる権限はないのです。**

ですから、「しつけ」「訓練」「教育」と称して厳しい態度をとることは、時に虐待や権利侵害に当たるということを忘れてはいけません。

3、児童施設での虐待事例（不適切支援）

大阪市の児童発達支援・放課後サービス事業所にて平成26年から27年の間に、女性従業員が障害児1人を施設のトイレに2～3分閉じ込めたり、5人の頭を平手でたたいたりしたほか、女性役員が1人の手首をかむ虐待をした。従業員は「言うことを聞かなかったため閉じ込めた」、役員は「かまれたら痛いと分かってほしかった」などと説明したという。

施設利用者の障害児に暴行を加えるなどした女性従業員が「たたいたのは『（漫才の）ノリツッコミ』だった」などと釈明していた。

虐待を受けたうち1人はPTSD（心的外傷後ストレス障害）と診断された。

市は、児童福祉法に基づき、同施設の運営会社の事業者指定を平成28年3月31日付で取り消すと発表。

（産経WEST）

児童の福祉を保証するための理念の明確化

【児童福祉法】

改正後 ※下線部が改正部分	改正前
<p>第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u></p>	<p>第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u></p>
<p>第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに成長することについて第一義的責任を負う。</u></p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>

児童福祉法の改正により、**子供は権利の主体**ということが
明言されました。親でもその子の権利を侵害できません。
福祉事業所ではなおさらのことです。



ブリタニカ国際大百科事典で『しつけ』とは

社会生活に適応するために望ましい生活習慣を身につけさせること。基本的生活習慣のしつけが中心になるが、成長するにつれて、家庭、学校、社会などの場における行動の仕方へと、しつけの内容が拡大していく。しつけの目標は、社会生活の秩序を守り、みずから生活を向上させていくことのできる社会人に育て上げることである。また『しつけ』を効果的に行うためには、成長段階に応じた適切な方法をとることが必要である。すなわち乳児期から幼児期にかけては親が範を示して根気よく繰り返し、叱るよりも上手にできたときにほめて力づけ、理解力が深まるにつれて説得に主眼をおくようにするのが望ましい。

(ブリタニカ国際大百科事典)

